

# 7月は「河川愛護月間」です

## 茨島出張所ニュース

●ご意見・お問い合わせ先●



国土交通省 東北地方整備局  
秋田河川国道事務所  
茨島出張所



〒010-0065 秋田市茨島5丁目6-28  
電話 018-862-4362

<http://www.thr.mlit.go.jp/akita/barajima/hyousi.html>

茨島出張所では、雄物川下流部(河口～から約30.45km)・旧雄物川(雄物川分岐点から0.3km)を管理しています

愛護モニターお務めご苦労様でした

愛護モニターよろしくお祈いします



7月3日、河川愛護モニターを1年間務めてくださった吉田豊史さんに感謝状を交付しました。

吉田さんには、雄物川の様子や気づいたことなど、たくさん教えていただきました。

1年間有難うございました。



7月2日、河川愛護モニターを1年間務めてくださる佐々木久嘉さんに委嘱状を交付しました。佐々木さんにはこれから雄物川の状況など報告していただきます。

1年間どうぞよろしくお祈いいたします。

### 安全利用点検(夏休み前)

7月3日、河川施設の利用が増える夏休み前に施設管理者と合同で点検を行いました。

今回点検を行った水辺の広場では、改善が必要な箇所を処置し、安全に利用できるようにしました。



### 水辺の広場



処置前



処置後

## 堤防斜面への車両走行は絶対にダメ！！



茨島出張所が管理している堤防では、斜面の車両走行痕が目立ちます。

堤防は洪水から地域住民の安全を守る重要な役割をしています。堤防が傷つくと、その役割を發揮することができず、決壊する恐れもあります。



車両走行の痕



車両走行の痕



車両走行の痕

## 立派な違反です！！

堤防斜面への車の乗り入れは「河川法 第16条の4第1項(河川を損傷すること。)」により、違反したものは、6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処されます。

茨島出張所では、発見した際の注意看板設置に加えてパトロールを強化して対応します。



注意看板の設置